

令和2年1月31日

横浜市金沢区福祉保健活動拠点指定管理者公募に係る質問及び回答

横浜市金沢区福祉活動拠点指定管理者公募に係る質問に対して、次のとおり回答します。

<p>【資料名】 申請要項 【ページ】 : P 3 イ 職員配置基準 ※2 P14 3 職員配置・育成 (1) 職員の確保及び配置</p>	
質問 1	「地域福祉保健活動等の経験がある職員を配置」とのことですが、資格要件や必要な経験内容と経験年数の基準等はありますか。 要件がなければ、担当職員が長期に渡る休暇を取得しても、担当換えを行うことで、欠員扱いにならないと理解してよいですか。
回答 1	資格要件や必要な経験内容と経験年数の基準等はありません。 評価基準項目においては、福祉保健活動拠点に「地域福祉保健活動等の経験がある職員を配置することを意識」していることを評価の視点としていますが、職員配置基準に定める「本指定管理業務に従事する職員（常勤）」には資格及び経験等の要件を定めているものではありません。 したがって、「地域福祉保健活動等の経験のある職員」を「本指定管理業務に従事する職員（常勤）」として配置できなかった場合でも、欠員としては扱いません。

<p>【資料名】 申請要項 【ページ】 : P10 (ス) 急病等への対応</p>	
質問 2	「近隣の医療機関等と連携」とのことですが、あらかじめ提携病院を定め、協定書等の取り交わしは必要ですか？
回答 2	必要ありません。

<p>【資料名】 申請要項 【ページ】 : P30 専有部分 福祉保健活動拠点 2 階</p>	
質問 3	「作業室」と部屋の名称が記載されていますが、該当する部屋の現在使用している名称は「団体交流室Ⅱ」としています。作業室と名称変更する必要がありますか。
回答 3	名称変更する必要はありません。

担当： 金沢区福祉保健課 柴田、長田、北村
電話 788-7824
ファクス 784-4600
メール kz-careplaza@city.yokohama.jp